

2024年度 歯科診療報酬改定

施設基準の研修要件に係る変更点を中心に

～歯科初診料注1、外来環(外安全、外感染)、か強診(口管強)、歯援診～

2024年度診療報酬改定において、各点数の施設基準にも変更がありました。このうち、研修受講に関する要件を含むものについて、下記の通り抜粋してまとめました。

なお、それぞれの点数について、研修の受講に関する要件以外も変更となっておりますので、それらの詳細については「2024年改定の要点と解説」を必ずご確認ください。

●歯科初診料 注1

研修要件に変更はなく、常勤の歯科医師（1名以上）が「院内感染防止対策に係る標準予防策および新興感染症に対する対策の研修」を、4年に1回以上定期的に受講する必要があります。なお、研修を受講した際の届出は必要ありませんが、8月定例報告の際に報告が必要となります。

●歯科外来診療医療安全対策加算（外安全）、歯科外来診療感染対策加算（外感染）

【外安全、外感染の概要】

歯科外来診療環境体制加算「外来環」が、歯科外来診療医療安全対策加算「外安全」と歯科外来診療感染対策加算「外感染」に分割されました。診療所は「外安全1」と「外感染1」もしくは「外感染2」を算定し、病院（※1）は「外安全2」と「外感染3」もしくは「外感染4」を算定することになります。

なお、「外感染1」、「外感染3」について、3月31日時点で「外来環」を届け出ている医療機関においては、2025年5月末までは届出を行わなくても算定ができます（※2）が、「外感染2」、「外感染4」は新設点数であることから、算定する場合には新規の届出が必要です。

| | 2024年改定前 | 2024年改定 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 診療所 | 外来環 1 | 外安全 1 + 外感染 1(※2) Or 外感染 2(要届出) |
| 病院(※1) | 外来環 2 | 外安全 2 + 外感染 3(※2) Or 外感染 4(要届出) |

※1：地域歯科診療支援病院歯科初診料を届け出る医療機関。

※2：3月31日時点で「外来環」を届け出ている医療機関は、2025年5月末までは届出を行わなくても算定できるが、2025年6月以降も算定する場合には、2025年5月末までに改めて届出が必要。

【外安全、外感染の研修要件】

研修要件について、「外来環」に設定されていた研修要件は「外安全」に引き継がれました。

「外感染1」、「外感染3」に研修要件はありませんが、より高度な感染対策等を行う必要がある「外感染2」、「外感染4」については、新たに研修要件が設定されました。

◆外安全の研修要件

| 外来環 1、外来環 2 | 外安全 1、外安全 2 |
|---|-------------|
| ・偶発症に対する緊急時の対応 ・医療事故対策等の医療安全対策 ※上記研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置 | 変更なし |

◆外感染の研修要件

| 外感染 1 外感染 3 | 外感染 2、外感染 4 |
|----------------|---|
| なし | ・感染経路別予防策（個人防護具の着脱法等を含む。）に関する研修 ・新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修 ※上記研修を1年に1回以上受講している常勤の歯科医師が1名以上配置 |

【外感染1の人員要件に「研修を受けた者」が追加】

「外来環」での人員要件は歯科医師と歯科衛生士に限られていましたが、「外感染1」では「院内感染防止対策に係る研修を受けた者（※3）」が追加されました（その職種は問われません）。また、「外感染3」、「外感染4」では歯科医師と歯科衛生士に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が追加となりました。

| 外来環 1、外来環 2 | 外感染 1 |
|---|--|
| 下記のいずれかの人員が配置されていること。 ・歯科医師が複数名 ・歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上 | 下記のいずれかが配置されていること。 ・歯科医師が複数名 ・歯科医師が1名以上 + 歯科衛生士が1名以上 ・歯科医師が1名以上 + 院内感染防止対策に係る研修を受けた者（※3）が1名以上 |
| | 外感染 2 |
| | 変更なし |
| | 外感染 3、外感染 4 |
| | 下記のいずれかが配置されていること。 ・歯科医師が複数名 ・歯科医師が1名以上 + 歯科衛生士が1名以上 ・歯科医師が1名以上 + 看護職員が1名以上 |

※3：「院内感染防止対策に係る研修」は院内での研修も認められる。

【マメ知識】

「外感染2」、「外感染4」の施設基準について、3月31日時点で「外来環」を届け出ている医療機関においては、施設基準要件の大部分が2025年5月末までの経過措置が設けられていることから、経過措置以外の要件を満たして「外感染2」、「外感染4」を届け出ることが可能です（「2024年改定の要点と解説」P.32参照）。

ただし、この場合、2025年6月以降も「外感染2」、「外感染4」を算定するには、経過措置の要件を満たしたうえで2025年5月末までに改めて届出を行う必要があります。

●口腔管理体制強化加算

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所「か強診」が、小児口腔機能管理料における口腔管理体制強化加算「口管強」の施設基準に変更されました。研修要件について、小児に多く見られるエナメル質初期う蝕の管理、高齢者に多くみられる根面う蝕の管理をそれぞれ含むことが求められ、心身の特性についても高齢者に限ったものではなく、小児に関する内容も必要とされました。

なお、2024年3月31日時点で「か強診」を届け出ている医療機関においては、新たに追加になった研修項目のみの受講でも認められます（ただし、3年以内に受講したもの）。

また、新たに追加された研修項目についても経過措置が設けられており、2025年6月以降も「口管強」を算定するには、2025年5月末までに新たに追加になった研修項目を受講し改めて届出を行う必要があります。

【口管強の研修要件】（下記研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上在籍）

| | か強診 | 口管強 |
|------|--|--|
| 必須項目 | 歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修（口腔機能の管理を含む。） 高齢者の心身の特性 緊急時対応等 | 歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理、口腔機能の管理を含む。） 高齢者・小児の心身の特性 変更なし |
| 選択項目 | 在宅医療又は介護に関する研修 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修 | 変更なし |

●在宅療養支援歯科診療所

研修要件に変更はありません。下記研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている必要があります。

- ・高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含むものであること。）
- ・口腔機能の管理（高齢者に対する内容を含む）
- ・緊急時対応等